



ジャパン・ヘルスケアベンチャー・ サミット 2018

出展のご案内

主催：
厚生労働省
（医政局経済課ベンチャー等支援戦略室）
URL：<https://www.jhvs2018.jp/>

2018年10月10日(水)～12日(金)

パシフィコ横浜

同時開催展： 

日本は世界で数少ない新薬創出国であり、また、アカデミアにおける優れた基礎研究、中小企業等が有するものづくり技術など、イノベーションにつながる高いポテンシャルを備えている一方で、必ずしもそれが十分に活かされていないとの指摘があります。とりわけ医薬品や医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー（医療系ベンチャー）には、その能力を遺憾なく発揮し、我が国でも欧米同様に医療のイノベーションを牽引することが求められています。

厚生労働省では、アカデミア等で発見された優れたシーズの実用化を促進し、医療系ベンチャーを育てる好循環（エコシステム）の確立を図るための施策に取り組んでいます。

これをさらに加速するため、昨年に引き続き、パシフィコ横浜にて「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2018」を開催します。サミットでは、医療系ベンチャーがブースの出展やプレゼンテーション等を行うことにより、大手企業、金融機関、研究機関等のキーパーソンとのマッチングやネットワーキングを促進していく場を提供していきます。また、シンポジウムや会場などでの交流を通じて、規制・関連諸制度の現状やベンチャー支援の取組みに対する関係者の理解を深めていただくための環境づくりをいたします。

このサミットに、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品に結びつくことが期待されるシーズをお持ちの医療系ベンチャーやアカデミアの皆様にご参加いただき、実用化に向けたステップアップの場としていただくことを期待しています。

ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 主催事務局

名称： ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2018

会期： 2018年10月10日(水)～12日(金)

主催： 厚生労働省

会場： パシフィコ横浜

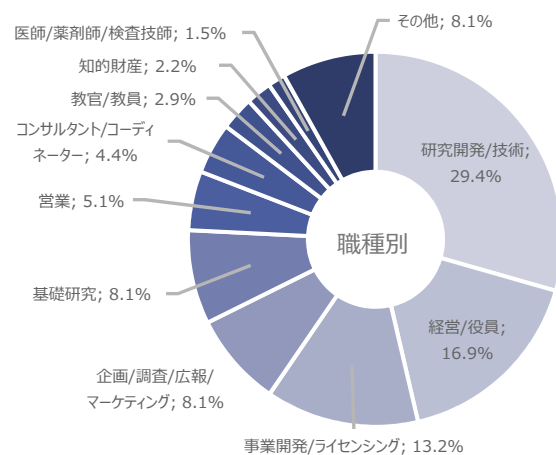
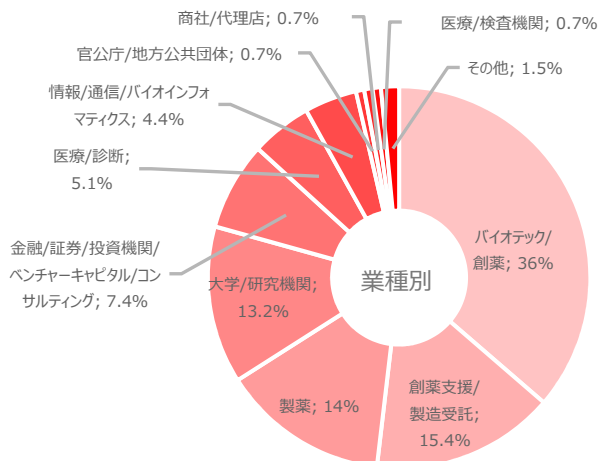
出展者数： 80社予定

展示会入場料： 事前登録された方、招待状持参の方は無料
(それ以外の方の入場料はBioJapan 2018と共通)

同時開催展： BioJapan 2018
再生医療JAPAN 2018
ME-BYO JAPAN 2018

来場パートナーング BioJapan 2018と共通
メンバー登録料：
(1名あたり)

前回 ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット 2017パートナーング参加者プロフィール



応募資格

- ・ 医薬品・医療機器・再生医療等製品の製品化を目指すベンチャー企業（*）
- ・ 創薬技術等のプラットフォームベンチャー（*）
- ・ 医薬品等のシーズを有する 大学等の研究機関
- ・ 医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関 等

※ 原則として、創業後15年以内で、かつ中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業とします
 ※ 同時開催展(BioJapan,再生医療JAPAN)で国ならびに地方自治団体他、出展支援を受けている場合は応募不可とさせていただきます。

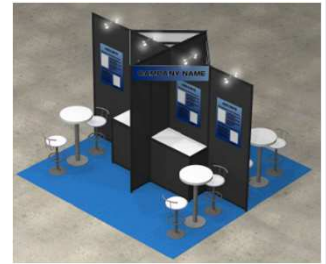
出展内容

1. ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミットにおける出展
2. 会場でのピッチプレゼンテーション
3. パートナリングシステム（P.6参照）の利用

出展採択者への提供内容(予定)

- ・ 出展スペース(3m×2m) とブースのパッケージ装飾（統一デザイン）
- ・ BioJapanと共通のパートナーリングシステム
- ・ レセプション（初日）・ネットワーキングパーティ（2日目）への参加（1社最大4名まで）

※その他、主催者の意向により、出展採択者にプレゼンテーションを行っていただく場合があります。



出展ブースイメージ ※昨年実績
 (変更となる場合がございます)

出展申込方法

出展を希望される方は、本資料にある「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018出展申込要項」及び「出展にあたっての留意事項」を必ずお読みいただき、同意の上「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット出展申込書」に必要事項をご記入後、事務局までメールもしくはFAXにてお申込みください。主催者側は提出されたお申込内容を元に出展の可否を決定いたします。審査結果に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

必要書類



- ① 出展申込書（別添様式）
- ② 出展者の組織概要
- ③ 登記簿謄本（企業の場合のみ）
- ④ 展示内容の紹介（パワーポイント1枚）
- ⑤ 展示内容に関する資料（目安としてパワーポイント10枚以内）
- ⑥ 誓約書（公的機関が申込みを行う場合を除く）



今後のスケジュール

6月19日(火)～7月18日(水)：出展申込受付

8月初旬： 審査ならびに採択者への通知

8月中旬： 採択者向け出展説明会の開催（予定）

10月10日(水)～12日(金)：ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット開催

会場構成



2018年6月現在の予定であり、変更があり得ます

交通アクセス

会場：パシフィコ横浜展示ホールB、C、Dおよび
アネックスホール
〒220-0012
横浜市西区みなとみらい1-1-1

TEL: 045-221-2155
URL: www.pacifico.co.jp



電車でお越しのお客様

- ・東京駅よりJR東海道線を利用、横浜駅で下車し、みなとみらい線に乗り換え
- ・渋谷駅より東急東横線利用（みなとみらい線へ直通運転）
- ・新宿駅よりJR湘南新宿ラインを利用、横浜駅で下車、みなとみらい線に乗り換え
- ・新横浜駅より、JR横浜線で菊名駅で下車、東急東横線元町・中華街方面に乗り換え、みなとみらい駅下車

同時開催展：BioJapan、再生医療JAPANとは

- バイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーリングイベント
- バイオ関連企業、ベンチャー、大学（約80大学）が結集（約900社・機関）
- バイオ産業のオープンイノベーションを加速

主催者



BioJapan 組織委員会
 バイオインダストリー協会
 ヒューマンサイエンス振興財団
 農林水産・食品産業技術振興協会
 バイオ産業情報化コンソーシアム
 日本バイオ産業人会議
 日本製薬工業協会
 近畿バイオインダストリー振興会議
 地球環境産業技術研究機構
 再生医療イノベーションフォーラム

JTBコミュニケーションデザイン



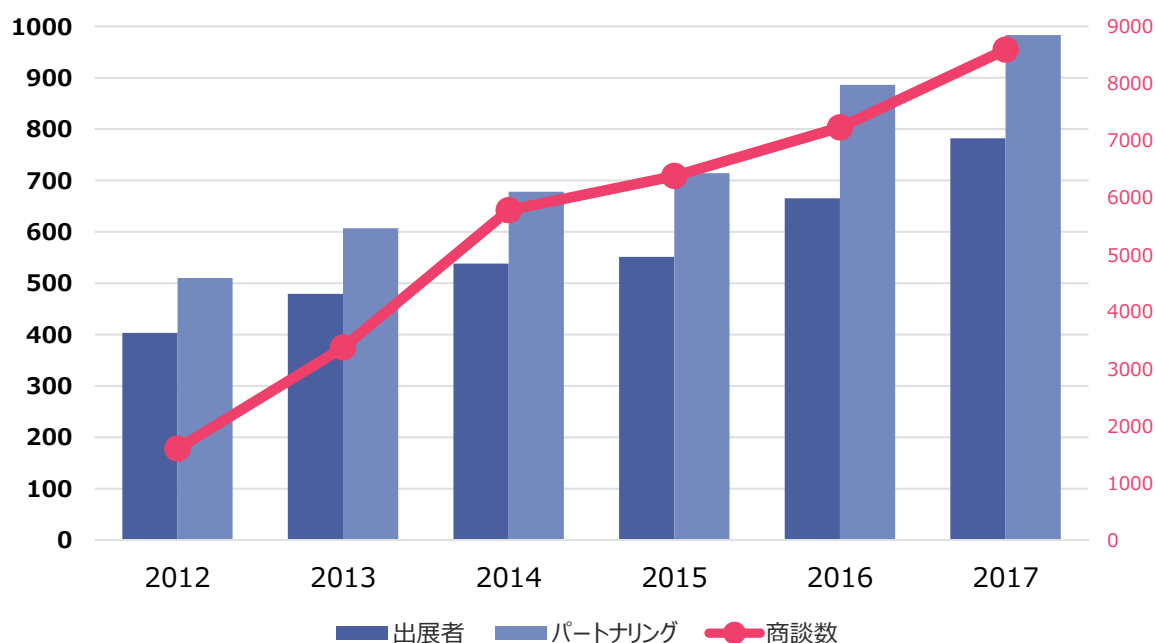
再生医療イノベーションフォーラム
 バイオインダストリー協会
 JTBコミュニケーションデザイン

前回 BioJapan 2017 / 再生医療JAPAN 2017 の特徴

- アジア最大のパートナーリングイベントとして、さらに規模を拡大
- 再生医療JAPANは三回目の開催（102社、105小間規模）
- 国内外の大手中堅製薬が軒並み参加

旭化成、アステラス製薬、アストラゼネカ、アヅヴィ、アルフレッサファーマ、EAファーマ、MSD、大塚製薬、科研製薬、キッセイ薬品、協和発酵キリン、杏林製薬、キリアド・サイエンシズ、グラクソ・スミスクライン、興和、サノフィ、三和化学研究所、CJ HealthCare、塩野義製薬、Shire、ジョンソン&ジョンソン、ゼリア新薬工業、第一三共、大正製薬、大日本住友、タカラバイオ、武田薬品工業、田辺三菱製薬、中外製薬、テイカ製薬、帝人ファーマ、日東薬品工業、日本イーライリリー、日本製薬、日本セルグエイ、日本たばこ産業、ノバルティス、バイエル薬品、ファイザー、プリストル・マイヤーズ スクイブ、ペーリンガーインゲルハイムジャパン、マルホ、ムンディアファーマ、Meiji Seika ファルマ、持田製薬、ユースービージャパン、ルンドベックジャパン、ロート製薬、ロンザ、ロシュファーマ 等

2012 → 2017 実績



パートナーリングシステムとは…？

前アプローチが可能
のリサーチをより簡単に



する為には、
用が不可欠です。

テム (特許第5843841号)
'アプローチが可能です。

出展者、来場者関係なく
すべてのマッチングメンバーにコンタクト可能



登録はストレスフリー

簡単な入力で、すぐに登録可能。かかる時間は、ほんの数分です。



気軽に検索してアポイントを

キーワードで絞り込み検索。キーパーソンとダイレクトにメッセージを送受信。



商談スケジュールは自動で調整

成立したアポイントの日時と場所を、会期1ヶ月前からシステムが自動決定。



パートナー探しを確実に

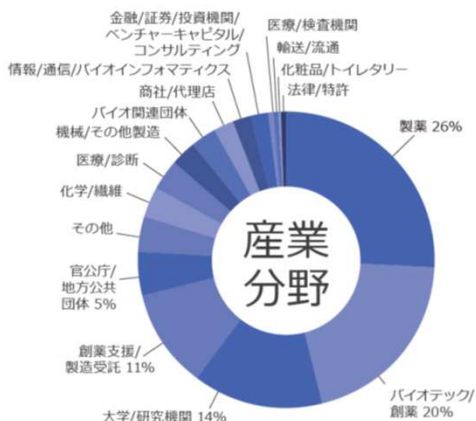
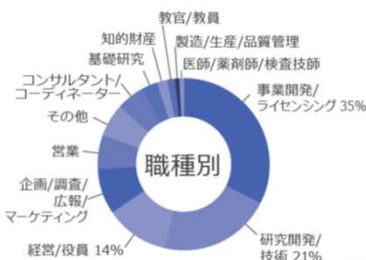
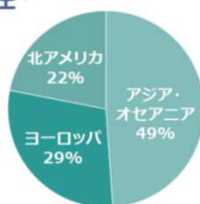
会期当日も、あらゆる可能性を探ることが可能。
それがBioJapan・再生医療JAPANのマッチングシステム。

！ 参加者数は多種多様

幅広い業界からの参加が特徴。
30カ国・地域を超える世界各国からの参加者も見逃せません。



海外からの参加



！ 商談件数は9,000件以上

商談実施数



！ 含まれるサービス

展示会への入場
全セミナーへの無料聴講
パートナーリングシステムの利用

- 特典① 会期初日のレセプションへの参加
- 特典② 会期二日目のパートナーリングパーティへの参加
- 特典③ 会場内リフレッシュメントにてドリンク、軽食をご用意

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018」 出展申込要項

1. 対象

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018」（以下「ベンチャーサミット」という。）において、出展の対象とするベンチャー企業等は、以下のとおりとする。

- ① 医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化を目指すベンチャー企業もしくは創薬技術等のプラットフォームを扱うベンチャー企業（原則として、創業後15年以内でかつ中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業に該当する企業に限る。）
- ② 医薬品等のシーズを有する大学等の研究機関
- ③ 医療系ベンチャー向けの支援プログラムを実施又は実施予定の医薬品、医療機器、再生医療等製品の製造販売業者、ベンチャーキャピタル、金融機関等
- ④ 医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化のための助言や各種の支援を行う公的機関
- ⑤ その他厚生労働省が認める団体等

2. 出展の要件

上記対象者のうち、原則として以下に該当する者について、出展の希望を受け付ける。

- ① 開催期間中の3日間とも、割り当てられた小間に担当者を配置し、説明や相談応需等の対応が可能である者
- ② 同時開催展（BioJapan、再生医療JAPAN）において地方公共団体等の支援を受けて出展する予定の無い者
- ③ 開催期間中にプレゼンテーションを行うことが可能な者
- ④ パートナリングシステムへの登録・活用することが可能である者
- ⑤ 英語版のプレゼンテーション用資料や展示資料を作成する意思のある者
- ⑥ 厚生労働省が行う医療系トータルサポート事業の一環として行う面談や講習等を受ける意思のある者（上記1①及び1②に該当するベンチャー企業等に限る。）

3. 申込書類

出展を希望する者は、以下の書類を、別に定める期限までに厚生労働省医政局経済課（又は同課が指定する業者）に対して提出するものとする。

- ① 出展申込書（別添様式）
- ② 出展者の組織概要
- ③ 登記簿謄本（企業の場合のみ）
- ④ 展示内容の紹介（パワーポイント1枚）
- ⑤ 展示内容に関する資料（目安としてパワーポイント10枚以内）
- ⑥ 誓約書（公的機関が申込みを行う場合を除く）

4. 申込単位

出展の申込みは、原則として、1つの企業等につき1小間（2×3㎡）とする。

5. 共同出展者の取扱い

1小間を異なる企業、団体等の2者以上が共同で使用することを希望する場合は、1者が代表して申込みを行うこととし、出展申込書に共同出展者名を明記することとする。

6. 出展者の選考

（1）厚生労働省医政局経済課は、出展を希望する者の中から、以下の点を考慮しつつ各分野のバランス等を総合的に勘案して、出展者の選考を行う。

- ① 展示内容の概要資料により、医薬品、医療機器、再生医療等製品の実用化等に結びつくことが期待できるもの
- ② 展示内容が、医療系ベンチャーの振興に資することが期待できるもの
- ③ 医療系ベンチャーの支援に関係する公的機関や地方公共団体もしくは（一財）バイオインダストリー協会、（一社）日本医療ベンチャー協会、（一社）再生医療イノベーションフォーラム等の団体の推薦を得ているもの

（2）前項の選考にあたっては、厚生労働省の医療系ベンチャー振興推進会議の構成員からなるワーキングチームの意見を聴くものとする。

（3）前2項の選考にあたっては、同時開催予定の「BioJapan 2018」に出展する予定の無いことを原則とする。

また、昨年開催した「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2017」に出展していない者を優先する。

（4）前3項の規定にかかわらず、出展者が以下に該当するときは、出展を認めない。

- ① 出展内容が、医薬品医療機器法などの法令に違反する可能性があるとき
- ② 申込者が公的機関以外であって、誓約書の提出が無いとき

7. 選考結果の連絡

（1）申込者に対する選考結果の連絡は、厚生労働省医政局経済課が委託業者を通して書面により行う。

（2）出展が不可となった場合であっても、申込時に提出された書類は返却しない。

8. 出展者の義務

出展が認められた者は、別紙「出展にあたっての留意事項」の規定を遵守しなければならない。



誓約書

「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018」への出展にあたっては、
「出展にあたっての留意事項」の各条項を了解し、課せられた義務を遵守する
ことを誓約いたします。

平成 年 月 日

出展者（企業・団体）名

代表者氏名

印

（記名捺印又は自筆サインにより記載）



(別紙)

出展にあたっての留意事項

1. 順守義務

- (1) ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018（以下「ベンチャー・サミット」という。）への出展を行う者（1つの小間を共同で使用する場合を含む。）は、本留意事項の各条項を遵守しなければならない。
- (2) 厚生労働省（以下「主催者」という。）は、ベンチャー・サミットへの出展を希望する者が本留意事項を遵守する旨の誓約書を提出しないときは、特別の理由がない限り、その出展を認めない。

2. 小間の転貸などの禁止

出展が認められた者（以下「出展者」という。）は、使用が認められた小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできない。

3. 出展物の設置及び撤去

- (1) 出展者は、主催者又は主催者の指定する業者（以下「主催者等」という。）の定めるスケジュールに沿って、小間内の装飾及び出展物の搬出を行わなければならない。
- (2) 会期中に出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、それらの作業を行う前に主催者等の了解を得なければならない。

4. 展示場の使用

- (1) 出展者は、展示場の開設時間中、小間内に常時担当者を配置し、来訪者への対応を行うことにより、サミットによる成果を最大限得られるよう努めなければならない。
- (2) 出展者による、実用化を目指す技術等を宣伝する活動（以下「営業活動」という。）は、主催者等から特別に認められた場合を除き、展示小間の中に限り行うものとする。
- (3) 出展者は、営業活動によって小間近辺の通路が混雑することのないよう努めなければならない。
- (4) 出展者の展示内容及び営業活動が、医薬品医療機器法等の法令に反する疑いがある場合には、主催者は展示等を中止させることができる。
- (5) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならない。
- (6) 主催者は、その音、操作方法、材料又はその他の理由から、主催者の信用を失墜させかねない等の問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有する。
- (7) 上記の制限又は撤去が行われた場合に発生する費用は、出展者が負担するものとする。

5. 出展物の管理と免責

展示によって各出展物に発生した損失又は損害については、すべて出展者の負担とする。

6. 出展者の役割

- (1) 出展者は、主催者の求めに応じて、出展内容を紹介する90秒のショートプレゼンテーションを行わなければならない。但し出展者は、主催者の都合によりプレゼンテーション等の機会が得られなかったとしても、異議を申し立てないものとする。
- (2) 出展者は、会期前より、主催者等の用意するパートナーリングシステムに自らの情報を登録し、活用することにより、ベンチャー・サミットへの出展の成果を最大限発揮するよう努めなければならない。
- (3) 出展者は、主催者の求めに応じて、ベンチャー・サミットにおいて実施される各種の企画に積極的に協力しなければならない。

7. 知的財産権

- (1) 出展者は主催者に対し、出展品又はこれに関連する印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (2) 出展者は主催者に対し、ベンチャー・サミットへの出展に関する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負う。

8. 成果報告等

- (1) 出展者は会期終了後、別に定める様式による成果報告を速やかに作成し、主催者等に提出しなければならない。
- (2) 出展者は、主催者等がベンチャー・サミットの報告書を作成する際に、必要な協力を行うものとする。

9. 個人情報の取扱い

- (1) 主催者（主催者と秘密保持契約を締結した第三者を含む。）は、出展者より提供を受けた個人情報（以下「登録情報」という。）を、以下の目的に使用する。
 - ① ベンチャー・サミット並びに同時開催される展示会、セミナー等への出展・参加に関する各種手続き。
 - ② 出展者と、大手企業、ベンチャー・キャピタル等関係者とのパートナーリングの支援。
 - ③ 報告書の作成等ベンチャー・サミットの成果を対外的に報告するための基本情報の収集。
 - ④ 来年度以降のベンチャー・サミット又は同種の催事等が開催される際の各種の案内。
 - ⑤ 厚生労働省による医療系ベンチャー・トータルサポート事業として実施する支援や調査分析等。
- (2) 出展者が関係者とのパートナーリングを進めるために必要と思われる場合には、登録情報をベンチャー・サミット及び同時開催される展示会、セミナー等に参加する関係者に提供することができる。
- (3) 主催者は、登録情報の管理を、秘密保持契約を締結した第三者に委託する。

10. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備又は展示会の建造物、若しくは人身等に対する一切の損失についての責任を負う。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとする。
 - ① 出展者の展示会の出展に関する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の第三者が有する権利の侵害に該当すると主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
 - ② ①の訴訟において、主催者が判決又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されない）。
- (3) 主催者は、展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わない。

11. 展示小間位置・セミナー等時間割の決定

展示小間位置および出展者プレゼンテーション等の時間割は申込日、契約、出展規模、内容、出展実績等を考慮のうえ主催者が決定して発表することとし、出展者はこの決定に従うものとする。

12. 展示会の中止

- (1) 主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、又は正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更又は開催を中止することができる。
- (2) 主催者は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他出展確定者に生じた不利益な事態について、責任を負わない。

13. 申込みの解約

- (1) 本申込み手続き後の取消は、主催者等がやむを得ないと判断した場合を除き、認めない。
- (2) 出展者に法令又は本留意事項等に違反すると疑われる行為があった場合には、主催者はいつでもその出展を取り消すことができる。また、それによって生じた一切の損害は、出展者の負担とする。

14. 査証の取得

- (1) 海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は、出展者の責任において作成、手続きを行うものとする。
- (2) 日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者はいかなる責任も負わない。

15. その他

出展者は、本留意事項に定められていない事項又は本留意事項の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとする。